

# 建設水道常任委員会

平成29年3月14日午後1時30分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

|       |        |       |
|-------|--------|-------|
| ◎坂口 徹 | ○井上 卓也 | 中川 靖広 |
| 平川 理恵 | 木澤 正男  | 奥村 容子 |
| 中西 議長 |        |       |

## 2. 理事者出席者

|           |       |           |       |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長       | 小城 利重 | 副 町 長     | 池田 善紀 |
| 総 務 部 長   | 植村 俊彦 | 都市建設部長    | 谷口 裕司 |
| 建設農林課長    | 上田 俊雄 | 同 課 長 補 佐 | 手塚 仁  |
| 同 課 長 補 佐 | 井戸西 豊 | 都市整備課長    | 松岡 洋右 |
| 同 課 長 補 佐 | 関口 修  | 上 水 道 課 長 | 井上 貴至 |
| 同 課 長 補 佐 | 扇田 一弘 | 同 課 長 補 佐 | 猪川 恭弘 |
| 下 水 道 課 長 | 寺田 良信 |           |       |

## 3. 会議の書記

|        |       |       |       |
|--------|-------|-------|-------|
| 議会事務局長 | 黒崎 益範 | 同 係 長 | 大塚 美季 |
|--------|-------|-------|-------|

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午後1時30分）

署名委員 奥村委員、井上委員

委員長

皆さんこんにちは。

全委員出席されておりますので、ただいまから建設水道常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

町長

（町長挨拶）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、奥村委員、井上委員のお2人を指名いたします。お2人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第10号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします

理事者の説明を求めます。 寺田下水道課長。

下水道課長

それでは、本会議からの付託議案であります議案第10号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明を申しあげます。

まず初めに、議案書を朗読させていただきます。

（議案書朗読）

下水道課長

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に105万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億931万円にするものでございます。

補正の内容につきましては、人事異動による人件費の補正と、奈良県流域下水道事業の予算補正及び繰越明許が行われることに伴う市町村負担金

の補正でございます。

それでは、補正予算書予算事項別明細書の7ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

第4款 繰入金、第1項 一般会計繰入金、第1目 一般会計繰入金、第1節 一般会計繰入金の公共下水道管理費繰入金で131万2,000円の減額及び流域下水道事業費繰入金で7万円の増額補正を、次に、第7款 町債、第1項 町債、第1目 下水道事業債、第2節 流域下水道事業債で230万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお願いいたします。

第1款 公共下水道費、第1項 下水道管理費、第1目 下水道総務費で、人事異動に伴う人件費補正で131万2,000円の減額補正、第2款 流域下水道費、第1項 流域下水道費、第1目 流域下水道事業費で、流域下水道事業市町村負担金で237万円を増額し、2,284万9,000円に増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費補正でございます。第2款 流域下水道費、第1項 流域下水道費、事業名 流域下水道整備促進事業、金額237万円でございます。流域下水道センター内の施設更新事業を平成28年度の補正予算として平成29年度に繰り越しをされることから、本町におきましても、その市町村建設負担金を平成29年度に繰越明許をお願いするものでございます。

次に、4ページ、第3表 地方債補正でございます。町債の補正に伴い、限度額を補正するものでございます。起債の目的、2. 流域下水道事業、補正前限度額2,040万円から、補正後限度額2,270万円に補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りをいただき、朗読をもちましてご説明とさせていただきます。

( 補正予算書朗読 )

下水道課 以上、議案第10号 平成28年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正

長 予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 流域下水道への負担金なんですけども、内容は別にいいんですけど、今までこういう負担金を起債で対応するっていうのはあったんですかね。ちょっと、今まであんまりなかったかなと思うんですけど。

下水道課 流域下水道の市町村負担金につきましては、基本的に起債で対応しております、これまで。

木澤委員 起債することで、何か有利になることがあるんですか。そういうわけはないんですか。

委員長 池田副町長。

副町長 起債をすると有利というよりも、やはり県水事業と同じになってきますので、例えば、大きな、例えば史跡の中宮寺古墳でもありますよね、あれ、事業する場合は、やっぱり起債を借りて、やっぱり平準化を図っていくと、財政の。その年度に大きく負担がかからないように平準化を図ると、こういうメリットがございます。

木澤委員 結構です。

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

建設農林 異議なしと認めます。よって、議案第10号については、当委員会として  
課長 て、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)認定第1号 町道認定についてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。 上田建設農林課長。

建設農林 それでは、認定第1号 町道認定につきまして、ご説明申しあげます。  
課長 初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

建設農林 今回お願いしております町道認定につきましては、都市計画法第29条  
課長 の開発道路10路線と建築基準法第42条の位置指定道路3路線の合計13  
路線につきまして、道路法に基づき、当該路線の認定に当たり同法の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

それでは、整理番号順に、各路線についてご説明させていただきます。  
恐れ入りますが、資料1をごらんください。

資料の1ページは、認定予定路線の一覧表でございます。2ページ目が各路線の位置図、3ページ以降はそれぞれの路線の詳細図を添付いたしております。

まず、資料3ページ、整理番号1の町道290号線でございます。本路線は、斑鳩町法隆寺東1丁目538番3先を起点とし、同所538番6先を終点とする、延長24.2メートル、最大幅員が9.2メートル、最小幅員が4.7メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号2の町道3019号線でございます。本路線は、斑鳩町興留東1丁目18番5先を起点とし、同所18番8先を終点とする、延長

は44.6メートル、最大幅員が8.7メートル、最小幅員が6.0メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号3の町道3020号線でございます。本路線は、斑鳩町興留9丁目528番5先を起点とし、同所519番先を終点とする、延長114.8メートル、最大幅員が11.3メートル、最小幅員が6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号4、町道3021号線でございます。本路線は、斑鳩町東福寺1丁目17番3先を起点とし、同所17番8先を終点とする、延長35.1メートル、最大幅員は8.3メートル、最小幅員は4メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号5の町道3022号線でございます。斑鳩町興留東1丁目8番5先を起点とし、同所8番7先を終点とする、延長37メートル、最大幅員は8メートル、最小幅員は4.5メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号6の町道3023号線でございます。斑鳩町興留2丁目72番3先を起点とし、同所73番2先を終点とする、延長41.5メートル、最大幅員は8メートル、最小幅員は4.2メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号7の町道4068号線でございます。斑鳩町服部1丁目11番16先を起点とし、同所11番15先を終点とする、延長17.8メートル、最大幅員は13メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号8の町道4069号線でございます。斑鳩町興留1丁目200番10先を起点とし、同所200番16先を終点とする、延長59.1メートル、最大幅員は12.8メートル、最小幅員は6.3メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号9の町道4070号線でございます。斑鳩町龍田南5丁目260番7先を起点とし、同所259番13先を終点とする、延長69.7メートル、最大幅員は11メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号10の町道4071号線でございます。整理番号9と同じ開発地内の開発道路であり、斑鳩町龍田南5丁目259番5先を起点とし、同所259番8先を終点とする、延長33.4メートル、最大幅員は13メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

次に、整理番号11の町道580号線でございます。斑鳩町龍田西7丁目393番4先を起点とし、同所1021番3先を終点とする、延長34.3メートル、最大幅員は7.7メートル、最小幅員は4.2メートルの位置指定道路でございます。

次に、整理番号12の町道581号線でございます。斑鳩町稲葉西1丁目359番2先を起点とし、同所359番5先を終点とする、延長55.2メートル、最大幅員は11メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

最後に、整理番号13の町道582号線でございます。斑鳩町神南3丁目445番2先を起点とし、同所445番4先を終点とする、延長35.8メートル、最大幅員は13メートル、最小幅員は6メートルの開発道路でございます。

以上、認定第1号 町道認定につきまして、予定路線13路線の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜り、原案どおり認定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 特にこの認定することに対しては、反論ございません。

ちょっと確認したいんですけども、こういうふうに町道として寄附を受けるときにですね、以前でしたら、町道から町道につながっていないとだめだったりとかいう、原則っていうんですかね、そういうものが考え方としてあったと思うんですけども、その後、開発に伴っていたりとか、行きどまりであっても寄附を受けるといふふうになってきていますけども、町道に寄附を受ける場合にどういう条件があるのかっていうのをちょっとお聞きしたいなと思うんです。

例えば幅が最低何メートル以上でないとだめとか、町道に面するにはどういうふうに面していたらいいとか、その辺のところについて、ちょっと教えていただきたいと思いますと思うんですけども。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 位置指定道路につきましてはですね、幅員が4メートル以上でございます。あと、袋状の道路、行きどまりの道路になっている場合、転回広場を設けるでございますとか、あと、雨水の排水ができる構造になっているとか、それとあと、縦断勾配が一定の基準値以下ですとか、そういった要件がございます。

木澤委員 開発に伴ったりしていますと、きちっと道路の形状として寄附を受けますけども、もともとせやから私道になっていたりして、そこを新たに町に寄附したいと、仮の話ですよ、別に具体的な話があるわけじゃないんですけども、いうた場合に、町のほうの受け入れとしてはどんな感じでしょうか。

委員長 上田建設農林課長。

建設農林課長 町道認定の考え方につきましては、原則として、幅員4メートル以上の道路で公道から公道へ接続する道路という条件がございます。ただし、4メートル未満の道路であっても、生活道路として一般の交通の用に供された場合とか、重要な路線につきましては、底地の整理の処理ができたものについては、町道認定をしている場合がございます。

そして、その他、町の道路整備による新設道路の完了後に町道認定したもの、もしくは都市計画道路法の40条の規定に基づいて帰属を受けた開発行為の道路、また、建築基準法の42条の道路位置指定道路について町への帰属を受けた後に町道認定すると、この3要件でございます。



木澤委員　それって、例えば内規だったりとか、要綱だったりとかいうふうに整理はされていないんですか。

建設農林課長　特に内規というものは定めておりませんが、以前のこの同委員会におきましても何度もご質問いただいて、この要件で、平成、新しいもので11年にもこのご質問をいただいて、同じ説明をさせていただいているところでございます。

木澤委員　今後ですね、そういう基準みたいなものをつくっていくっていう考え方がないですかね。それがつくるの難しいものなのか。今、言いました、具体的な話じゃないんですけども、町民さんから相談されることがあって、そういう基準があればね、わかりやすいかなというふうに思うんですけども。

建設農林課長　すみません、今、ちょっと私、内規はございません、基準はございませんと言いましたが、この、私が言うたこの3要件が基準としてもって、これからも町道認定についての基準としてまいりたいと考えております。

委員長　中川委員。

中川委員　今、上田課長、公道から公道へ抜けているもんっていう発言あったと思うんですけど。それはなかっても寄附を受けてもらえる、町道認定できるっていう認識でいてまんねんけど、どっちが正しいねん。

建設農林課長　基本として公道と公道という話ですけども、今、回転広場でっていうものにつきましても、当然、今、現在、町道認定しているものにつきましてもそういう案件がございますので、そういう回転広場等の設けたものについても町道認定しているところでございます。

中川委員　せやからその公道から公道というような答弁っていうか、発言はしてもら

わんほうがええと思うねけど。

建設農林  
課長

以後、発言しないように、はい。

(「お願いします」と呼ぶ者あり)

委員長

ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、認定第1号については、当委員会として、満場一致で認定すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 都市基盤整備事業に関することについて、①都市計画道路の整備促進に関することについて、理事者の報告を求めます。

松岡都市整備課長。

都市整備  
課長

継続審査、都市基盤整備事業に関することについて、①の都市計画道路の整備促進に関することについてであります。いかるがパークウェイの整備についてでございます。

さきの委員会でもご報告をさせていただきましたとおり、今年度は、いかるがパークウェイの三室・紅葉ヶ丘区間につきまして、道路の詳細設計の作業が進められてまいりましたが、一定、その取りまとめがなされたということでございますので、その概要について、ご説明をさせていただきます。

たいと思います。

資料2をごらんいただきたいと思います。

まず、この資料の1枚目は、岩瀬橋西詰め交差点から三室交差点までの区間の計画の平面図でございます。資料の左端が岩瀬橋、右端が三室交差点でございます。この資料中、黄色の部分が本線、茶色の部分が側道、紫色となっておりますのが歩道、緑色が植栽帯でございます。なお、赤色の部分につきましては、道路下に空間があるとされている部分でございます。三室地区自治会の西端あたりから三室交差点にかけて、高架の形状となるものだということを示しているものでございます。

続きまして、資料2枚目、3枚目でございますけれども、こちらにつきましては、道路の計画を三室交差点付近から岩瀬橋を望む方向の航空写真にコンピュータグラフィックスで整備後のイメージを示しているものでございます。

まず、資料2枚目でございますけれども、こちら、お示ししておりますとおり、三室交差点から東側に向きまして、高架の形状となっております。本線を挟みまして両側、沿道住宅の前に側道が設けられてございまして、沿道のお住まいの方の利便を確保できるよう配慮されているというものでございます。本線から側道へはランプ形状、高速道路の降り口のような形状とだけ思っただけならばと思うんですが、スロープで接続されております。本線を挟みまして両側の側道は、本線高架形状の下のアンダーパスにてそれぞれ接続をされることとなっております。資料中の矢印につきましては、主な動線を示してございまして、赤色は一方通行、黄色は交互通行となっているところでございます。

資料3枚目でございます。3枚目につきましては、2枚目からさらに東側の部分を示しております。この高架形状は、西公民館に至ります南北の町道との交差点の手前、つまり西側のあたりで平面部分と擦りついていくという計画となっております。側道の外側にはそれぞれ歩道がさらに整備されますので、これによりまして三室交差点から岩瀬橋西詰めまで連続した歩道が設けられることとなっていくものでございます。

簡単ではございますが、以上が道路計画の概要でございます。

この内容につきまして、隣接地への乗り入れや植栽の配置、スロープの形状など詳細の部分につきましては、現地の状況によりまして変更される可能性も今後あると思われませんが、車両や歩行者の動線等主な道路の計画につきましては、ほぼ固まった状況でございます。

平成29年度に入りまして、早い段階で、工事の実施につきまして周辺自治会への説明を経まして、まずは橋脚部分から工事に着手、順次整備が進められていくものとお聞きしているところでございます。

以上で、①都市計画道路の整備促進に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 課長のこの赤色の説明は高架になっているところやっという説明やっと思いますねんけど、右端から1センチほど左へ行ったら黄色に、本線の黄色出とるのは、これ、下で、この高架の下が道路になっているっていう意味の黄色かな。

都市整備課長 赤色の間に黄色がある部分ということでございますけれども、これ、橋脚となっている部分でございます。

中川委員 それならこの橋脚というのは、この、これだけの高架なっていて、ここに1本あるだけで、あるということでええねんな、それなら。そういう認識でええねんね。

都市整備課長 資料の2枚目をごらんいただけますと、ちょっとやや見にくいところではございますけれども、本線の下に大きく空間があるのを見ていただけるとかと思しますので。この空間よりも資料の左端のところ、本線の下に、橋台になるんでしょうか、橋脚といいますか、橋台、ここから橋梁部分が続きまして、三室交差のところ、支えているというような形でございま

す。

(「この黄色な、もう赤にしといてくれたらよかってん。  
俺、また、このな、下、横断してある道や思てん」と呼ぶ  
者あり)

(「それ、こっち側の赤いやつや」と呼ぶ者あり)

委員長 木澤委員。

木澤委員 この写真、資料の2枚目なんですけども、この上側を通っている部分で  
すね、これは本線から外れてまた交差点内に進入するみたいな形になって書  
いてくれてはるんですけども、これ、せやから東のほうからずっと走って  
きて、例えばこの交差点に入っていくのに、基本的には本線で入ってい  
かはるんでしょうけども、この側道に入って、こういう形でも出られる  
っていうことに読めるんですけども、それはそういうつくりになっている  
っていうことなんですか。

(「それは紅葉ヶ丘の住宅から出てきはる出口つくったら  
な」と呼ぶ者あり)

都市整備 2枚目の部分につきましては本線南側の側道のルートを示しているもの  
課長 でございます、側道からも三室交差には合流できるようになっていると  
いう計画でございます。

木澤委員 もともとせやから、紅葉ヶ丘自治会のほうからも、出られるようにして  
ほしいという要望があったのはわかりますし、例えばこの右端の部分です  
ね、ここから入ってきはって、出られるようにというふうになるのかなと  
思っていましたけども、例えばこっちの本線が渋滞していて、側道に入  
って行ってそっちから出はるとか、そういうことにもなりかねないかなと、

ちょっとぱっと見て思ったんですけども、その辺は警察とはどんなふう  
に協議したんでしょうか。

都市整備  
課長 側道を通り抜けて利用されるという可能性はもちろん考えられるところ  
ではございますけれども、信号の現示がそもそもそんなに長くとられるも  
のではございませんので、実態的に通り抜けとして効果があるというふう  
な結果にはならないというふうなことで交差点協議をしているところでござ  
います。

木澤委員 一応通り抜けはできるけどもそうはならないだろうということで計画さ  
れているというふうに理解しておきます。

それとですね、予算のときにも説明してはったんですけども、法隆寺  
線、29年度、30年度で整備して行って、この三室交差点が接続をされ  
た段階で法隆寺線の開通も目指すという説明があったんですけども、た  
だ、三室交差点の完成ではないということで、では、30年度でですね、  
この、今、これ、完成した図でつくってくれてはると思うんですけども、  
どの段階までできているというふうに見ておいたらいいか、そこは、  
今、わかるっていうか、説明できますかね。

都市整備  
課長 今、計画をされてございますのは、30年度末までに本線の上部工あた  
りまでの工事の発注をされるという見通しでございますので、その工事が  
完成いたしますと、三室交差点自体は完成するところではありませんけれ  
ども、この高架形状は全部つくり上げるという形になってこようかと思  
いますので、三室交差点へパークウェイを接続するという事は実現してこ  
ようかなというふうに考えてございます。

木澤委員 その上部構造でっていうことで、この側道までも、いうたら東側からき  
ている部分についてはもう完成しているめどになるっていうことで理解し  
ていいですかね。

都市整備課長 この三室交差よりも東側の部分は完成してくるというふうに考えているところでございます。

委員長 中川委員。

中川委員 その、そうしたら上部工ができた、平成30年度で上部工ができたと同時に、完成ではないけど上部工ができたと同時に法隆寺線もあくという認識でええのかな。

都市整備課長 このパークウェイの交通への転換が大きく図られるという状況でありましたら、法隆寺線の供用をしていく必要があると考えておりますので、今、おっしゃっていただくようなことになってこうかと思えます。

中川委員 町側はそないして言うてくれるけど、そこでまた奈良県警ちゅうんか、そこがそれで納得してくれるのかどうかいうところまで協議はしてあるのかな。

委員長 小城町長。

町長 国土交通省、建設側の関係ですけども、やっぱり上部の関係でも、最近は大体もう施工の費用決めてきますから。だから恐らく国のほうは31年の3月にはしたいという気持ちは持っていると思います。だから31年の3月には恐らくこれがいけるとは思いますけども、そういう努力をしながらですね、今、国のほうは頑張ってください。私、今度また国へ行ったら、そういう点では、特に31年の3月にはもうこの法隆寺線が開いていただけるようなめどが立つようにですね、もう必ず本当に早うしていただいて。最近もう、国土交通省も、何年の何月にはこれをしますというふうになってきていますから。あのジャンクションの関係にしてもですね、そういうことも、京奈和でも、御所の街道についても、大体何年に完成するっていうことでございますから、そういう努力をしながらですね。やっぱり

それはもう一番大事なのは、やっぱり議員の、議会の皆さん方のご協力、ご支援のおかげですね、31年3月には、私はこの法隆寺線をあけていただくというふうな方向でいきたいと思えます。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

次に、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、理事者の報告を求めます。 松岡都市整備課長。

都市建設 ② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することにつきまして、特に報告させて  
部長 いただく事項はございません。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、理事者の報告を求めます。 谷口都市建設部長。

都市建設 それでは、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第5  
部長 号)のうち、当委員会の所管に関します内容につきまして、一括してご説明を申しあげます。

まず、歳入でございます。



補正予算書の11ページをごらんいただけますでしょうか。第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第4目 商工費国庫補助金で、街なみ環境整備事業補助金の減により1,317万1,000円の減額補正を、続きまして、12ページをお願いいたします。第17款 寄附金、第1項 寄附金、第1目 寄附金で、都市計画費寄附金として72万円、農林水産業費寄附金として5万円の増額補正を、また、13ページ、第21款 町債、第1項 町債、第1目 土木費で、道路橋りょう環境整備事業債として210万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。

16ページをお願いいたします。第5款 農林水産業費、第1項 農業費、第4目 土地改良事業費で、県営ため池等整備事業負担金の増に伴い負担金補助及び交付金で562万3,000円の増、また、第8目 遊休農地解消総合対策事業費で、指定寄附金の追加により財源振替として5万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、17ページでございます。第6款 商工費、第1項 商工費、第5目 歴史街道ネットワーク事業費で、まちなか観光景観形成事業補助金で2,134万2,000円の減、次に、第7款 土木費、第2項 道路橋りょう費、第1目 道路維持費及び第3目 橋りょう維持費で、道路橋りょう環境整備事業債の増により、それぞれ40万円、170万円の財源振替をお願いするものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。第7款 土木費、第4項 都市計画費、第2目 公共下水道費で、公共下水道管理費繰出金の減と流域下水道事業費繰出金の増が見込まれますことから124万2,000円の減、第7目 景観保全対策事業費で、無電柱化設計業務委託料の減並びに指定寄附金の増による財源振替として500万円の減額補正をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお願いいたします。

第3表 債務負担行為補正でございます。法隆寺門前周辺地域無電柱化設計業務委託契約で、整備に関します国の方向性が示されておらず電線事業者との合意形成に至っておりませんことから事業着手できなかったた

め、廃止するものでございます。

次に、第4表 地方債補正でございます。4. 道路橋りょう環境整備事業で、限度額を2, 180万円から2, 390万円に変更をお願いするものでございます。

以上、議案第8号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 1つはまちなか景観事業の、これ、減になっていますけど、もともとこれ、何の事業を予定していて、減になった理由ですね、お尋ねしたいと思います。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 この事業につきましては、もともと修景支援をしていくために予算計上をしていたものでございますけれども、財源として国の街なみ環境整備事業の補助金を財源としておりますことから、この財源の配分を受けられなかった部分について事業の執行をしていないということで減額の補正ということでございます。

木澤委員 その中身は具体的に何を予定していて、国の予算がつかなかった理由がそこにあるのか、それかそれとはまた別なのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

都市整備課長 中身につきましては、本町の町並み保全ということで、観光まちづくりを推進することを目的に町並みを構成する建物の修景整備を行うという斑鳩町まちなか観光景観形成事業補助金というような補助金の事業を行っているところでございますけれども、この補助金のための予算を計上してお

ったんですが、先ほど申しあげました、国費の配分が受けられなかった部分について。

補助金の内示が当初の見込みの約6割程度ということにとどまりましたので、実施する事業につきましても6割に、事業費の規模を減としたと、ございます。

木澤委員 それなら、全部できなかつたわけではないということですね。  
それとですね、電柱の無電柱化ですね、については、国のほうで整備の見通しがまだ立たないということで、これ、繰り越しなのかなと思ったら、廃目にするんですね。29年度予算でも同じように500万円計上されていますけども、これは見通しついたのでか。

委員長 池田副町長。

副町長 もう29年度もさせていただいています。これにつきましては、今、国の、第7期の計画やな、7期の計画が国全体として持つておるんですけども、それではなくて、今ちょうど、この前、テレビでとか新聞で大きく報道されていまして、今、京都市なんか、モデル事業として、木屋町とか先斗町、あの辺の細い道ありますわね、あそこでもできると、無電柱化を、大きな関電のボックスじゃなくても、そういうモデル事業をやっておられます。

また、銀閣寺のところでももう既にされておりますので、やはり京都市さんにちょっと勉強させていただいてね、どのようにされたか、そのやっぱりコンサル料要りますので、それを当て込んで予算を計上させていただきますので、国とあれとは、最後はどっちみち国の補助金もらえますけども、うまいことって京都市のようにそういう国のモデル事業的なもので法隆寺周辺の、やっぱりあそこらは道狭いですので、そういう手法で安くできないかということで予算計上させていただいた分でございます。

木澤委員 そうしたら、具体的に進んでいくというふうに思っていてよろしいです

か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

委員長 ほか、ございませんか。

( な し )

委員長 次に、(2) 公共下水道事業に関することについて、理事者の報告を求めます。寺田下水道課長。

下水道課 長 それでは、公共下水道事業に関することについて、ご報告をさせていただきます。資料の3をごらんいただきたいと思います。

まず最初に、平成28年度の公共下水道工事進捗状況でございます。

平成28年度に発注いたしました15路線のうち、12路線は計画どおり完了いたしております。残る3路線につきましては、3か年継続事業であります9工区—1の龍田西4丁目地内と17工区—1の法隆寺東1丁目地内、また、平成29年度に事業を繰り越しいたします6工区—4の稲葉西1丁目地内の整備工事は、現在、準備工を進めているところでございます。

続きまして、2枚目の公共下水道の接続状況の申請状況でございます。

平成29年2月末の状況でございます。平成28年度に入り、343件の申請を受け付け、申請総数は3,675件、接続率につきましては73.9%となっております。次に、融資あっせん利用数につきましては、今年度3件の申請を受け付け、総数で49件、また、浄化槽雨水貯留施設への転用につきましては、今年度4件の申請を受け付け、申請総数が47件となっております。

続きまして、資料の3枚目をごらんいただきたいと思います。公共下水道供用開始区域図と平成29年度の公共下水道工事予定箇所図でございます。

まず、青色破線で囲っております事業計画区域、294ヘクタールでございます。そのうち水色で着色しておりますのが供用を開始している区域、約215ヘクタールとなっております。また、黄色で着色している区域が今年度に工事が完了する区域、約10ヘクタールでございます。

次に、平成29年度に整備を予定している区域は、赤色の実線の区域を整備する予定で、平成28年度に引き続き整備を行う区域といたしまして、3か年継続事業として整備を進めております龍田西4丁目地内と法隆寺東1丁目地内、新たに整備に着手する区域といたしまして、龍田西2丁目・5丁目地内、稲葉西1丁目地内、神南5丁目地内、そして神南4丁目地内、龍田南4丁目・5丁目地内、そして龍田3丁目・4丁目地内、服部2丁目地内、法隆寺南2丁目地内、法隆寺2丁目地内、五丁北の周辺を予定をしております、約10ヘクタール、管渠延長で約3,200メートルの整備を予定をしております。

今後も公共下水道の整備区域の拡大及び利用促進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、公共下水道事業に関することについてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
中川委員。

中川委員 この水色や黄色で色分けしてくれている資料なんですけど、この水色の中に、ぽっ、ぽっと、こう、白く、塗られていないのかな、塗ってあるけど薄いのかな、何かそういう箇所あるように見えるねんけど、これは供用開始していないというところでええのかな。

委員長 谷口都市建設部長。

都市建設部長 今、ご指摘いただきました、穴の抜けた区域でございます。これにつきましては、本管整備できるものの、それがつなぎ込みできない事情がある

区域ということで、あえてその部分だけを抜いているということでご理解  
いただきたいと思います。

委員長 ほかに理事者から報告しておくことはございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受け  
いたします。 木澤委員。

木澤委員 さっきの都市計画道路のところで言おうかなとは思ったんですけども、  
岩瀬橋の東詰めあたりの道路のことなんですけども、あそこ、北のほうに  
登っていったところの住宅の高齢者のご夫婦の方からちょっとお手紙いた  
だきまして、まずですね、岩瀬橋の東詰めのところの南側のほうには歩道  
があるんですけども、北側のほうには、こう、歩道がないんです。その  
方、向こう側に渡ろうと思うと、西詰めのほうには交差点の横断歩道があ  
って、信号もあるんですけども、東側のほうから、こう、回って行くのは  
非常にやっぱりしんどいって言われるんです。渡る時はその東詰めの横  
断歩道のないところを南北に渡らるみたいなんですけども、そうする  
と、東側から来る車っていうのは、ちょっとこう、坂になっていて遠くか  
ら見えない上に、もう気づいたときには、車が来るスピードのほうが自分  
が渡るスピードより速いということで非常に怖いので、そこを何とかして  
ほしいという声でして、今すぐにどうこうしてもらってという答弁をいた  
だこうとは思いませんけども、ちょっとそういう声がありますので、1回  
またちょっと現地を調査していただいて、何らか、ドライバーの方に標識  
等で案内していただくとか、あと、北側の横断歩道がないのについては、  
それは何でかなと思いますので、それは、今、わかれば教えていただけれ  
ばなと思うんですけども。

何せ、坂の上からおりてきて、岩瀬橋を、こう、渡って、西側の横断歩道を通って南側に行くっていうのが非常にしんどいというお声をいただいていますので、ちょっとご検討いただければなというふうに思うんですけども。

委員長 松岡都市整備課長。

都市整備課長 パークウェイの整備に際しましては、それぞれ警察等とも各交差点についての協議が行われてございまして、それぞれの交通安全施設、今ですと横断歩道でございますけれども、こういったものについても協議をされたところではございますが、今、実現していないということは、何らかの結論があって設置されていないというところで、パークウェイ、整備のとき、一斉に協議をしておりますので、何らかの事情があつての結論だというふうには考えてございますが、ちょっとすみません、そこまでの、なぜついていないのかというところまではお答えをいたしかねるところでございますが、協議は行われたということでございます。

木澤委員 協議もしてつくっていますので、要望しても難しいっていう部分があるかとは思いますが、できる部分については対応していただきたいなというふうに思いますので、またそれについては、今後、よろしく願います。

委員長 ほか、よろしいですか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとしてこのように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、  
よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、委員会の報告のまとめについては正副委員長にご一任いただきたい  
と思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会に当たり、町長の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

町 長

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午後2時22分 閉会)